【新型コロナウイルス関連情報】 アイルランド政府による行動制限の強化 (8月18日発出領事メール)

8月18日夕方、マーティン首相は、最近の感染拡大を受け、重症者や死者の数を限定するために必要だとして、現行の行動制限を強化することを発表しました。この強化策は、今回の発表と同時に有効となり、9月13日まで実施されます(延長の可能性あり)。公共交通機関の利用や集会の人数など、在留邦人の皆様の生活や仕事に関係がある事項が含まれますので、ご注意ください。

1 8月18日、マーティン首相、ドネリー保健大臣他は記者会見を行い、最近の感染増加に強い懸念を表明し、新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者を限定するためには、国民が公衆衛生上の措置に従う必要があると訴えました。その上でマーティン首相他は、最近のアイルランド国内における感染拡大への対応策についての国家公衆衛生緊急チーム(NPHET)の助言を踏まえ、現行の行動制限を強化することを発表しました。

この強化策は、今回の記者会見と同時に有効となり、9月13日まで実施されると発表されました。なお、 今回の記者会見では、社会と経済の回復と復元のためのロードマップを9月13日までに、策定するとも述べ られており、今回の行動制限強化策が今後どうなるか、注意する必要があります。

- 2 今回発表された行動制限の強化策のうち主なものは以下のとおりです。なお、以下は、在留邦人の皆様の生活や仕事に関係が深いと思われる内容を記載したものであり、現行規制のすべてを網羅していませんのでご注意下さい。詳細は、以下3で示すアイルランド政府関連ウェブサイトをご参照下さい。
- (1) 公共交通機関や自家用車での移動
- ・可能であれば公共交通機関の利用を避ける。
- ・自家用車を自分の家に住む者以外と共有しない。これが不可能な場合は、同乗する際に顔を覆う用品 (face coverings)を着用する。
- (2) 他人の家への訪問
- ・他人の家への訪問者数は最大6人とし、その構成を3家族までに制限(これまでの10人、4家族の制限を強化)。
- ・屋内で会う場合は、2メートルの物理的距離を取り、十分に換気する。
- (3) 他者との集会
- ・屋内の集会は、最大6人とし、その構成を3家族までに制限(これまでの50人の制限を強化)。
- ・屋外の集会は、最大15名とする(これまでの200人の制限を強化)。
- (4) 文化、社交、スポーツに関する措置
- ・スポーツ行事は、(観客なしの) 閉鎖された状態であれば実施可能。
- ・エクササイズ教室やダンス教室は、人数を6人に限定し、物理的距離を取ること。
- ・屋外での練習は、15人以下に限る。また、複数のグループが交わらないようにすること。

- (5) レストランやカフェ(食事を提供するパブやホテルのレストランを含む)
- 午後11時30分までに閉店すること。
- ・接客する従業員は、顔を覆う用品を着用すること。
- ・客は、テーブルにつくまで、及びテーブルから離れる時には顔を覆う用品を着用すること。
- ・ひとつのテーブルに座るのは、最大6人とし、その構成を3家族までに制限すること。
- ・レストランやカフェでのイベント、パーティー、集会は、屋内の場合6人、屋外の場合15人を超えないこと。
- (6) 70歳を超える方や医療面で脆弱な方に関するアドバイス
- ・できる限り自宅にとどまることを推奨する。
- ・他人の家や店舗への訪問、旅行、屋外活動の際は、公衆衛生上の社会的距離のガイダンスに従うこと。
- ・店舗は、70歳を超える方や医療面で脆弱な方の専用の時間帯を設定し、その時間帯に訪問する。
- ・公共交通機関の利用は避ける。利用しなければならない場合は、他人と2メートルの距離を取り、顔を覆う用品の利用を必要とする。
 - (7) 仕事に関する事項
- ・自宅で勤務できる者は、それを継続する。
- ・職場を再開する際は、職場復帰安全手順(Return to Work Safely Protocol)を遵守する。
- ・雇用者は、職場で接触する従業員の数を減らす措置をとる。
- 3 現行の行動制限の内容の詳細は、次のアイルランド政府のウェブサイトをご参照下さい。

https://www.gov.ie/en/publication/cf9b0d-new-public-health-measures-effective-now-to-prevent-further-spread-o/

https://www2.hse.ie/conditions/coronavirus/local-restrictions.html

4 アイルランド政府は、8月18日時点の新型コロナウイルス感染症の累計症例数を27,499件、 累積死亡者数を1,775名と発表しました。

https://www.gov.ie/en/press-release/36bd8-statement-from-the-national-public-health-emergency-team-tuesday-18-august/

5 在留邦人及び当地滞在中の邦人の皆様におかれましては、アイルランド政府の示したガイドラインに従い、 感染予防に万全を期してください。

新型コロナウイルスの最新情報は下記に掲載されています。

<当大使館のウェブサイト>

https://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00004.html

<保健サービス委員会(HSE)の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

https://www2.hse.ie/coronavirus/?source=banner-www

<アイルランド政府の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

https://www.gov.ie/en/campaigns/c36c85-covid-19-coronavirus/

6 万一、新型コロナウイルス感染症に感染と診断されるなどの場合には、下記代表電話にご連絡ください。

在アイルランド日本国大使館

住所: Nutley Building, Merrion Centre, Nutley Lane, Dublin 4, D04 RP73

電話番号(代表): 01-202-8300

E-mail(領事班): consular@ir.mofa.go.jp